

の
払
込
み

に
加
え
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
第
十
八
号
に
規
定
す
る
期
日
に
払
い
込
む
も
の
と
す
る
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.6 \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{365}}$$

十
三

初
期
利
子

平
成
十
七
年
三
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
。
以
下
、
次
号
及
び
第
十
五
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6 \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十
四

第
二
期
以
後
の
利
子

毎
年
三
月
二
十
日
及
び
九
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る

十
五

償
還
期
限

平
成
二
十
六
年
九
月
二
十
日

十
六

償
還
金
額

日
本
銀
行

十
七

元
利
支
所

平
成
十
六
年
九
月
二
十
一
日

十
八

払
込
期
日